

T&M通信

～税務と経営～

2024年12月号

今月の経営チェックポイント✓

■給与所得の年末調整の月です。原則として、本年最後の給与もしくは賞与の支払をするときに計算します。本年の年末調整においては、定額減税に関する事務を行う必要があります。

【注意】扶養控除等申告書内のマイナンバー記入欄にはマイナンバーを記載しないでください！

■12月、1月決算法人及び個人事業主の方は、賞与等決算対策の準備をして下さい。

■賞与を支払った場合は、「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」の提出が必要です。支給日より5日以内に届出書を提出してください。

■税務署、区役所、年金事務所等役所の御用納めは、12月27日（金）です。

■当事務所は12月28日（土）～1月5日（日）までお休みさせていただきます。

納税期限スケジュール

■固定資産税及び都市計画税第3期分の納付期限
1月6日（月）（京都市の場合）



T&M田中会計ホームページ11月更新記事案内

ホームページ『お役立ち情報』の11月の更新は以下の通りです。

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2024年11月 Vol.92

【国民健康保険】来年度（令和7年度）から上限額が3万円引き上げへ

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2024年11月 Vol.93

【社会保険】106万円の壁撤廃へ！企業の肩代わり案も浮上？

T&M田中会計ホームページ (<https://tam-jp.com/>)

T&M田中会計ホームページ「お役立ち情報ページ」(<https://tam-jp.com/msnavi/>)